

市民委員を募集

市民の皆さんから意見を広くお聞きし、市政に反映させるため、市民委員を募集します。選考方法は書類選考で、結果は全員に通知します。また、提出いただいた応募書類は返却できません。なお、市が設置しているほかの審議会等の市民公募委員を委嘱されている人は対象外です。あらかじめご了承ください。※応募用紙は、担当課の窓口や市ホームページから入手できます。

①社会教育委員

年6回程度開催する会議に出席し、社会教育の振興や公民館事業等について、意見をいただくとともに必要な調査・研究等を担っていただきます。

- 対象 市内在住・在勤・在学の人で、令和7年7月1日現在20歳以上75歳未満の人
※府・市の議員や公務員は除く。
- 任期 7月1日から2年間
- 募集人数 2人
- 報酬 年間48,000円
- 応募方法 指定の応募用紙に必要事項を記入し、小論文「八幡市における今後の社会教育の進め方について」(800字以内。様式任意)を添えて、6月2日(月)までに必着で郵送(〒614-8501 市役所生涯学習課〈住所不要〉)または持参
☎生涯学習課 (☎983-3088)

②障がい者地域生活支援協議会委員

障がいのある人がその能力や適性に応じ、自立した生活を送れるような地域づくりを進めるための意見交換を行います。

- 対象 市内在住の障がい福祉に関心のある満75歳未満の人で、原則平日昼間に年3回程度開催する会議や随時開催する専門部会に出席できる人
- 任期 委嘱日から2年間
- 募集人数 1人
- 報酬 1回あたり6,600円
- 応募方法 指定の応募用紙に必要事項を記入し、小論文「八幡市における共生社会の実現について」(800字以内。様式任意)を添えて、5月16日(金)までに必着で郵送(〒614-8501 市役所障がい福祉課〈住所不要〉)または持参
☎障がい福祉課 (☎983-2129)

③国民健康保険運営協議会委員

市長の諮問に応じて国民健康保険事業の予算、決算、条例の改廃等、国民健康保険の運営に関する内容について協議をしていただきます。

- 対象 市内在住で国民健康保険に加入の被保険者
- 任期 9月1日～令和10年8月31日
※会議は平日昼間(半日)に開催予定。
- 募集人数 2人
- 報酬 年間41,000円
- 応募方法 「国民健康保険の現状と課題」の小論文(800字以内。様式任意)に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入し、5月30日(金)までに必着で郵送(〒614-8501 市役所国保医療課〈住所不要〉)または持参
☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

④上下水道事業経営懇談会委員

持続可能な水道事業および下水道事業の経営のあり方について議論をしていただきます。

- 対象 市内在住・在勤・在学で、次の要件を満たす人
 - ①満20歳以上75歳未満
 - ②平日昼間(半日)に開催する会議に出席できる
- 任期 委嘱日から2年間(予定)
- 募集人数 3人
- 報酬 1回につき6,600円
- 応募方法 「八幡市の水道事業・下水道事業について」の小論文(800字以内。様式任意)に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入し、6月4日(水)までに必着で郵送(〒614-8037 八幡高畑1-1 市役所経営課)または持参
☎経営課 (☎983-1947)

民生・児童委員の活動紹介

民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから「民生・児童委員」と呼ばれています。また、児童問題を主に担当する主任児童委員も各小学校区に配置されています。

各委員とも任期は3年で、厚生労働大臣から委嘱された145人が、市内7地区にて活動されています。

- 民生・児童委員の主な活動
 - ▶調査 地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握
 - ▶相談 福祉に関する悩みや心配ごとの相談を実施
 - ▶情報提供 各種福祉制度に関する情報提供
 - ▶連絡調整 相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係

機関との連絡調整

- ▶その他 各種証明書などの取扱業務の紹介や、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動(要援護者の見守りなど)への協力

地域の身近な相談役

お気軽にご相談ください

各委員は市民の皆さんの身近な相談役として、困りごとに応じた助言や、市役所の担当部署へのパイプ役として、解決のお手伝いをします。

地域ごとに担当の委員が決まっています。委員の氏名や連絡先などは、福祉総務課までお問い合わせください。なお、相談内容などの秘密は厳守されます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

☎福祉総務課 (☎983-1334)



男山東中学校生徒会とPTAとのあいさつ運動
(令和6年5月14日撮影)

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生児童委員協議会では、活動強化週間として、5月7日(水)～19日(月)に市役所や男山児童センター、橋本公民館にPR用の懸垂幕や横断幕を設置します。さらに、活動PRのため、次の期間に市内の小・中学校の校門前であいさつ運動を行います。

- 実施期間 5月12日(月)～16日(金)のうち、各校いづれか1日の午前7時45分～8時15分

水道料金を4カ月分減免します

物価高騰に対する住民生活および経済活動の支援のため、普通用給水契約者の水道料金を2期(4カ月)分減免します(申請不要)。

- 減免額 1期(2カ月)あたり2,300円(税抜)

■減免対象期間

- ▶奇数月検針の地区
5、7月検針分(3～6月使用分)

- ▶偶数月検針の地区
6、8月検針分(4～7月使用分)

※減免期間中に水道の使用を開始、または中止した場合は、使用期間分を減免します。

※集合住宅等にお住まいの人で管理会社等へ上下水道料金を支払っている人は、管理会社等へ確認してください。

☎経営課 (☎983-5216)

下水道の供用開始区域の拡大に伴う水洗化工事のお願ひ

3月31日から次の地域も下水道を使用できるようになりました。

下水道が整備された地域は下水道法により水洗化が義務付けられていますので、できるだけ早く水洗化工事をお願いします。

- 対象地域 八幡山田、欽明台北、美濃山細谷、美濃山家ノ前、美濃山馬ヶ背の各一部

水洗化工事は市指定工事業者で

水洗化工事は「八幡市下水道排水設備指定工事業者」に依頼してください。

※指定工事業者は市ホームページまたは下水道課へお問い合わせください。

☎下水道課 (☎983-5419)

水洗化の融資あっ旋制度

水洗化工事資金の融資を希望される人で、次の条件をすべて満たしている人に取扱金融機関の融資のあっ旋をします。

■条件

- ①八幡市内に居住している
- ②元金の償還能力がある
- ③連帯保証人(市内在住者に限る)がいる
- ④市税や水道料金を滞納していない

- あっ旋額 1件につき70万円以内で、48カ月以内の元利均等返済
※工事着工前に要申請。
※金融機関の審査の結果、融資が行われない場合あり。

☎経営課 (☎983-5439)